

## 木曾川・笠松エリア利用調整協議会設置要綱

### (名称)

第1条 この協議会は、「木曾川・笠松エリア利用調整協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、木曾川河川敷に位置する「笠松みなと公園」を中心とする河川エリア（以下「河川エリア」という。）において、周辺施設や歴史・文化等の笠松町が持つ地域資源と連携した水辺の利活用方法を検討し、水辺とまちが一体となったにぎわいの創出とまちの活性化を継続的に推進することを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、以下の事務を所掌する。

- (1) 河川敷地占用許可準則第22条に定める「都市・地域再生等利用区域」に係る河川敷地の利用調整に関する協議会として、管理運営に関するルール等について意見を聴取し、地域の合意を図ること。
- (2) 河川エリアの利活用について検討・調整すること。
- (3) 河川エリアを有効に利活用しようとする事業者について意見を聴取すること。
- (4) その他、河川エリアの適正かつ公平な利活用を実現するために必要な事項。

### (構成員)

第4条 協議会の構成委員（以下「委員」という。）は、20人以内をもって組織し、次の各号のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体などの代表者または推薦された者
- (3) 町議会議員
- (4) その他町長が必要と認める者

2 協議会の円滑な運営のために、オブザーバーを設けることができる。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 組織の目的及び役割を果たすため、委員の追加等が必要な場合は、協議会で協議し、決定する。なお、退会の申し出がある場合も同様とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長、副会長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱前の最初の会議は、町長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

4 会長は、軽易かつ緊急の処理を必要とする事項と認められた場合は、議決すべき事項を示した書面をもって委員の賛否を求めることができる。この場合、協議会の議決があったものとみなす。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画環境経済部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。